

提供日 2026/07/04
タイトル 豚熱の患畜の確認について
担当 経済産業部 農業局畜産振興課
連絡先 家畜衛生防疫班
TEL 054-221-2709



豚熱の患畜の確認について

・本日、家畜伝染病である「豚熱」の患畜が県内で確認されました。
・当該農場は、感染が疑われる事例を認めた時点から飼養豚等の移動を自粛しています。なお、豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1 農場の概要

所在地: 静岡県富士宮市
飼養状況: 約1,200頭

2 経緯

- (1) 令和8年7月3日(金曜日)、静岡県は、富士宮市の農場の立入時、豚の異状を確認したため、検査を実施しました。
 - (2) 静岡県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門(注)で精密検査を実施したところ、7月4日(土曜日)、豚熱の患畜であることが判明しました。
- (注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門: 国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3 今後の対応

静岡県は、本日の防疫対策本部で決定したとおり、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表 一部変更: 令和8年5月19日)に基づき、当該農場の飼養されている豚の※選択的殺処分、埋却等の必要な防疫措置を的確に実施する。

4 その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

※選択的殺処分

ワクチン未接種の豚や症状を示している豚などに殺処分対象を限定